

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百二十三条第一項第二十一号の四の規定に基づき、金融商品取引業協会の規則を次のように指定し、令和二年一月一日から適用する。

令和元年 月 日

金融庁長官 遠藤 俊英

（金融庁長官の指定する金融商品取引業協会の規則）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の四に規定する金融庁長官が指定する金融商品取引業協会の規則は、「金融商品取引業等に関する法律123条第1項第21号の4に附し、ヘス、テス、メスの無効に関する法律」（一般社団法人金融先物取引業協会規則）とする。
（協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するもの）

第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の四に規定する協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するものは、「金

融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4に基づくとレステストの実施に関する
規則」(一般社団法人金融先物取引業協会規則)とする。